

## ⑧行政・公務員による差別事件

佐賀県では、熊本県内のシルバー人材センター職員を講師に、(社)佐賀県シルバー人材センター連合会が二〇〇八年二月二日に佐賀市文化会館で開いた業務担当者職員研修会「職員に求められる意識改革と実務」で、講師が八七年に入社した当時をふり返りながら、給料が安く生活が苦しく、「えた、ひにんに相当するものでした」と発言していたことが明らかになった。

この事件についての事実確認会を二〇〇八年四月一七日午後、熊本県内でもち、講師本人もふくめて発言の事実を確認。当日の資料に、「一、職員の『やる気・元気』への意識改革の重要性、①マイナス思考の元気の素 ◇『思い込み』と『妥協』 ◇『えた・ひにん』時代を振り返る」の記述があったことも確認した。講演では後段に、「昔、不満に思っていた給料も、今はなんとか食べていけます。…終身雇用制度が崩れた世の中で、私たちシルバー人材センターの職員は、働く場は確保されています。決して裕福ではありませんが、それでもワーキングプアではありません。もしあの時辞めていたら、または今から辞めたとしたら、果たしてそれ以上の仕事に就くことができるでしょうか」とつづき、生活が苦しかった頃を「えた・ひにん」の時代と否定的にふり返り、シルバー人材センターはいい職場だと肯定し強調するものとなっていた。

京都府では、飼い犬の死骸を収集した手数料四六〇〇円を横領したとの理由で懲戒免職処分を出された京都市の環境局職員のAさんが処分の取り消しを求めている裁判で、二〇〇八年三月二五日、京都地裁は処分を取り消す判決を出した。判決によるとAさんは二〇〇四年七月、伏見区の住民の依頼で犬の死骸の引き取りに行った際、手数料として受け取った四六〇〇円を着服したとして、二〇〇七年二月に懲戒免職処分を受けた。中村隆次裁判長は「手数料を渡したとする住民の記憶に疑問がある。男性は〇四年度だけでも四三件の手数料を受領しており、この件だけ横領するのはおかしい」とし、懲戒免職処分の取り消しを命じた。

男性は京都市環境局に職を得て、二五年間無遅刻無欠勤でまじめに仕事に従事してきた。それにもかかわらず曖昧な証拠で懲戒免職処分が出されたのは、一連の不祥事に関わってマスコミの扇情的な報道と、先入観にもとづく議会質問に対する防衛として、きちんとした調査を行わないまま処分が出されたもの。京都府連の西島藤彦書記長は「この一年あまりAさんがこうむった精神的、経済的負担、苦痛ははかりしれない。判決への希望がAさんとそのご家族を支えてきたが、それがなければ、最悪の事態も想定された」とコメント、免職を乱発する京都市の姿勢を危惧するとともに、現業職の職員がすべて不祥事の予備軍であるかのようなメディアの姿勢に対し、冷静で分別ある態度を求めた。